

# 政策研究

## POLICY RESEARCH

2018 No. 8 (2018年11月号)

- レポート:政策論説 指定管理者制度の法的・政策的考察②(協定の性格)  
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
  - レポート:政策シグナル 潜在成長力と「PB」議論  
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
  - レポート:アジアリンク ロシア経済と北方領土二島非軍事化提案  
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
  - レポート:事例研究 時代の変化に対応した地域産業振興策の展開に向けて  
竹内 幹太郎 (株式会社富士通総研 行政経営グループ)
-

はじめに

2003 年地方自治法改正で導入された指定管理者制度が、実践面において転換期を迎えている。本稿では、転換期を迎えた指定管理者制度について、「指名」と「協定」の関係を軸に数回にわたり体系的に概観する。

前回は導入経緯と本質的課題について整理した。今回の第2回は、協定の性格について取り上げる。

協定の法的性格の争点	
附款説	契約説
<p>行政処分となる「指名」の附款的行為と解釈する立場。地方自治体は協定内容を一方的に決定することができるとする説。</p> <p>但し、協定内容に制限はないとする説と制限があるとする説があり、制限説が多数。</p> <p>附款とすることで、実質的な協定内容議会議決対象外。</p>	<p>協定締結の経緯、協定内容、指定管理の趣旨からして、私的契約であり、当事者間の合意を前提とする説。</p> <p>契約と解することで、自治法 234条の適用あり。</p>

指定管理者制度の手続きでは、条例に基づき議会承認を経て特定の民間事業者等が「指定」される。この指定行為は、行政処分とされる。行政処分は、①.公権力の主体として国民の権利義務を形成し範囲を確定すること、②.法的効果を直接生じさせること、③.個別の権利義務を確定すること、④.地方自治体の一方的な意思決定で法的効果が発生すること、⑤.特定の私人に対する行為であることなどの特性があり、強い権力行為と位置付けられる。この行政処分によって、地方自治体の公の施設に対する管理・業務責任が特定の民間事業者等に委ねられる。指定管理業者による管理・業務責任の具体的範囲は、行政と民間事業者等の間で形成する「協定」で具体化される。

この「協定」は、行政処分の延長線上にある行政附款なのか、それとも民間事業者等との行政契約としての性格が強いのか、その中間的位置づけなのか明確にする必要がある。行政処分の延長線上たる「行政附款」としてとらえると、権力行為としての性格を持ち、そのことが行政側の指揮監督権や民間側の権利義務に大きな影響を与える。一方で、「行政契約」として捉えた場合、①.私人たる相手方との対等の立場での締結であり、②.契約は当事者間の合意で成立し、③.私人間で締結される契約と同様の取扱いを受けることになる。そして、「中間説」は、行政契約を基本としつつ、公の施設を対象とすることから一定の制約を受けるとする考え方である。地方自治体側の実務としては、行政附款の取扱いが多い。それは、指定管理者制度導入以前の業務委託では行政契約として取り扱われたが、指定管理制度では協定と表現され性格が異なると理解されていることによる面が大きい。指定管理者制度は、指定という行政処分により公の

施設の管理権限を民間事業者等に委任する制度であり、従来、私法上の契約行為として実施されてきた「業務委託」や旧地方自治法の「管理委託」とは異なるものとして理解し、指定管理者との間に交わされる文書も協定書とされることから、契約書と異なるとする整理が主流である。ただし、協定書の法的性格については明確な整理がされていない。一般的に「協定」とは、複数の当事者間において成立する一定事項についての合意の取り決め又はその文書とされるが、そもそも文書の標題によって内容や効力、重要性が決まるものではない。この意味から、指定管理者制度の「協定」とは何かを改めて問い直す必要がある。

## 1. 行政処分に基づく附款説

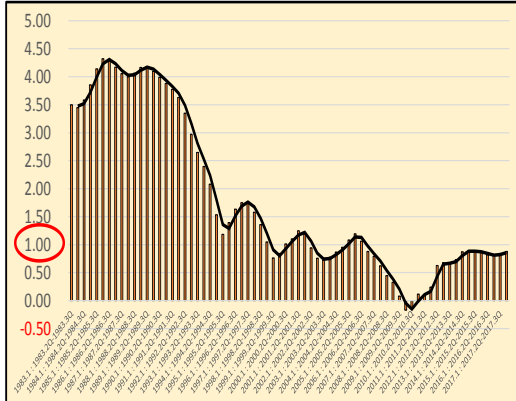
地方自治体と指定管理者間の協定について、行政処分の附款として取り扱う考え方は、行政処分である「指名」の附款的行為と解釈する立場であり、地方自治体側が協定内容を決定することができるとする。附款は、条件、期限、負担等法律行為から生じる効果を抑制するため、法律行為の際に特に附する制限であり、許可に対する制限の性格を持つ。このため、附款の内容は限定的で明確であることが必要となる。仮に、契約とせず附款説をとる場合、①協定書を附款として取扱い詳細な内容を規定するとすれば、附款の限定性の面からどのように解釈するか、②附款として取扱う場合、例えばリスク分担等に関する記載について極めて不明確な記載が多く、こうした明確性を欠く記載を行政処分の附款として認めることが適切であるか、さらには③議会との関係において、公の施設に関して指定管理者制度を活用する条例制定、指定管理者をどの民間事業者等に任せるかの指名行為は議会の議決に基づくことが必要となるが、実際の指定管理者へ何を委任しどのような責任関係を形成するか等、コアの部分に関して、議会の関与が極めて弱くなり、実質上、行政の白地委任に近い状況としてしまう可能性もある。加えて、指定管理者選定の前提となる要求水準等において、行政サイドから細かな指示的内容が盛り込まれている場合、民間側の創意工夫は限定的とならざるを得ない。以上の点から、協定の法的性格を明確にすることは、指定管理者制度の持続性と質の向上のためには不可欠となっている。実態的には、契約として施設の賃貸借と機能委託と考えることもひとつの選択肢となる。

## 2. 業務対象範囲

協定の法的性格の明確化は、指定管理者が担うべき業務範囲やリスク分担の本質を議論する際にも重要となる。

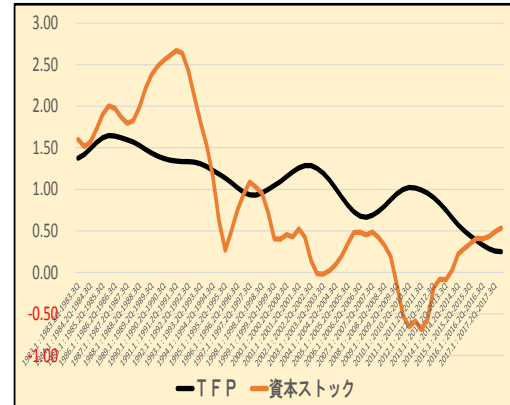
指定管理者制度の対象となる「公の施設」は、①住民の利用に供すること、②当該自治体の住民の利用に供すること、③住民の福祉の増進が目的であること、④地方自治体が条例で設けること、⑤施設であること、⑥区域外、他有公物も可能であること、⑦公の施設は、条例で設定すること、などが要件とされる。そして、公の施設の対象は、公民館、図書館等のハコモノ施設だけでなく、道路、水道、公園等社会インフラも含まれる。ただし、個別法によって道路・河川等では、管理者を原則として国や地方自治体としており、管理運営全体を民間事業者に委ねることはできない制度となっている。たとえば、国土交通省は、指定管理者制度による道路の管理の範囲を、行政判断を伴う事務（災害対応、計画策定及び工事発注等）及び行政権行使を伴う事務（占用許可、監督処分等）以外の事務（清掃、除草、料金の徴収業務で定型的な行為に該当するもの等）としていた。個別法による規定を除き、具体的には、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき各地方自治体の条例において明確に範囲を定めることが必要となる。この条例の明確性と具体的な協定を通じた業務対象範囲の議論について、今回は防災・災害対応等を例に整理する。

## 日本経済の潜在成長力推移 (%)



8

## 技術革新と資本投入の潜在成長への寄与度 (%)



14

(資料) 内閣府「国民経済計算」等より作成。

国の「新経済・財政再生計画」では、2025年度の国と地方を通じたPB(基礎的財政収支、Primary Balance)黒字化を達成する前提としての今後の経済動向や物価動向について、①成長実現と②ベースラインに分けて試算している。

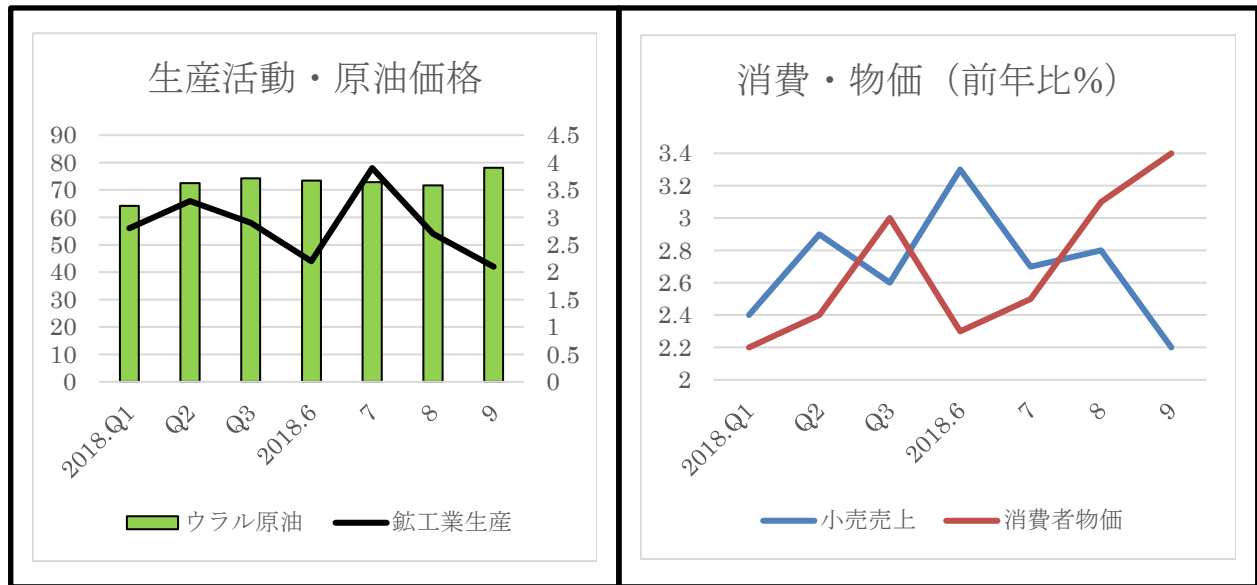
①成長実現ケースでは、TFP(全要素生産性=技術革新要素)が足元の0.6%程度から1.5%程度に上昇し、労働参加率も女性・高齢者について現在の拡大トレンドが継続することを想定し、2020年代前半まで実質2%台、名目では3%台の成長を実現、消費者物価上昇率は2%程度で推移としている。

これに対して、②ベースラインケースでは、全要素生産性が1%程度で上昇し、労働参加率も徐々に上昇することと想定、実質成長率は1%程度にとどまり名目も1%台後半、消費種物価は1%前後の推移としている。

この②ベースラインケースでは2025年度の国と地方を通じた財政のPB黒字化は困難とし、①成長実現ケースでは2027年度にずれ込むものの、ほぼPBの黒字化が達成可能としている。ただし、①の場合、長期金利上昇が想定されることから、財政運営面で国債・地方債の金利上昇には留意が必要としている。

以上の試算とその前提から整理できるように、PB黒字化を達成する前提としての日本経済の実質成長率は2%の成長を見込んでおり、「A.足元の成長率がほぼ潜在成長率に該当する1%前後であること」、そして「B.金利上昇については留意事項としているが仮に金利が上昇した場合、これまで潜在成長をけん引してきた資金投入の拡大に制約が生じること」、「C.労働参加率は足元で上昇しているものの、一方で労働力不足が深刻化しており、中小企業では人手不足倒産も拡大、全体での労働参加率の上昇は今後において慎重に判断する必要があること」、などから経済成長の確保にはスピード感を持ったAI等技術革新の活用による経済社会の構造改革が大きなカギを握る。

しかし、技術革新が進展しても、その技術が経済社会に浸透し経済成長に結び付くには、経済社会の構造変化も含め相当な懐妊期間を要する。この懐妊期間に関して特に行政のスピード感を高める措置が必要となる。民間だけがスピード感をもって取り組んでも、従来の行政体質が温存されれば社会全体のスピード感は停滞するからである。



(資料) ロシア政府・中央銀行資料より作成。(注) ウラル原油:左目盛り (1バレル/ドル)、他は前年比%。

ロシア経済は、欧米による制裁措置や原油価格低迷等で厳しい状況が続いたものの、2018年に入り徐々に堅調な推移を見せている。足元では、製造業の生産活動が前年比2-3%台で推移しているほか、原油価格も以前より高値となり、ロシア経済にとって追い風となっている。こうした中で課題は、依然として続くルーブル安による物価上昇である。工業製品の輸入が多いロシアでは、ルーブル安は消費者物価の上昇に強く結びつき、今後の消費活動や設備投資等を抑制する要因となりやすい。このため、ロシア中央銀行は、政策金利を7.5%の高い水準で据え置いている。しかし、今後、インフレリスクが高まればさらに利上げする可能性もあり、それによる実体経済への影響には十分留意する必要がある。

こうした経済情勢の中で、外交政策も従来の米ロ二極体制から、中国も含めた多極化に国際情勢が変化する中で、一帯一路政策を柱とする中国との「極の形成」に向けた競争と協同を繰り返しながら、ロシアの外交姿勢の多極化戦略を展開していくことになる。

周知のとおり、日ロ関係は、平和条約締結に向けた領土問題の取扱いを巡る交渉が長年続いてきたが、今年9月12日、ウラジオストクで開催の東方経済フォーラムで日本に対して、無条件の年内平和条約締結をプーチン大統領は提案している。そして、シンガポールで開催された東南アジア諸国連合関連の首脳会議の機会をとらえた11月14日のプーチン大統領との会談で、安倍総理は、9月のプーチン大統領の提案に対して、北方領土を巡る日露交渉に関して北方領土を非軍事化することを提案している。この背景には、1956年日ソ共同宣言に基づいて歯舞、色丹の二島が返還された場合、日米安全保障条約に基づく米軍や自衛隊の基地を設置しないことを明確にした上で、ロシアが軍事化を進める択捉、国後二島の非軍事化に導く流れがある。これを受け、日ソ共同宣言をベースとして平和条約締結に向けた二国間交渉を展開することで合意している。しかし、北方領土はロシアにとって東方進出のひとつの重要拠点であり、とくに世界の多極化が進む中で日本の提案にどこまで積極的姿勢を示すか難しい局面にあること、二島非軍事化に対する米国の意向が不透明なこと、また、日本の国内でも「二島返還先行論」には従来から議論があり、今回の安倍総理の提案に対しても賛否両論が生じていることなど、多くの課題がある。

## はじめに

我が国の地域産業は、人口減少や少子高齢化、グローバル化、都市間競争の激化などの様々な事業環境変化に伴い、企業・事業所の減少、売上高の低下、労働力不足が生じるなど、厳しい状況が続いている。その一方で、近年、各地域では、成長ものづくり（医療機器、バイオマテリアル等）、環境・エネルギー、観光・スポーツ、ヘルスケアなど成長性の高い産業の振興に挑戦する動きが出てきている。また、第4次産業革命技術の進展に伴い、先端技術を活用した事業展開も出始めており、新たな事業の創出、生産・業務効率化など産業振興への寄与が期待されている。このような新たな兆しが見えてきている状況を踏まえて、国による産業振興に関する取組も変化してきており、各地方自治体においても、変化に対応した産業振興策の展開が求められる。そこで、本稿では、今後、時代の変化に対応した地域産業振興策を、どのような視点をもって展開すべきなのかについて整理する。

## 1. 地域の産業振興に関する国の動向

これからの地域産業振興策の展開に関する視点を整理するにあたり、その背景となる国の動向として、経済産業省が2017年に実施したビジョン策定と法改正について触れる。

### （1）「新産業構造ビジョン」の策定

経済産業省は、2017年5月に「新産業構造ビジョン」を発表した。「産業構造ビジョン2010」から7年後に策定された本ビジョンは、IoT、ビッグデータ、人口知能（AI）、ロボットなどに代表される「第4次産業革命技術」の進展を活かしながら、現在の社会課題を解決した先にどのような社会を目指すのか、その方向性を示すものになっており、目指すべき将来像として「Society5.0」を掲げている。

「Society5.0」は、内閣府が2016年1月に策定した、第5期科学技術基本計画で示されており、超スマート社会を世界に先駆けて実現するための取組を指す。ビジョンでは、「Society5.0」を実現するためのこれからの産業のあり方として、様々なつながりで新たな付加価値を創出して社会課題を解決していく「Connected Industries」を提唱しており、この考え方に基づきながら、4つの戦略を描き、それを実現していくための「目標逆算ロードマップ」と「突破プロジェクト」を作成している。

産業構造ビジョン2010における戦略は、「インフラ関連／システム輸出」、「環境・エネルギー課題解決産業」、「文化産業立国」、「医療・介護・健康・子育てサービス」、「先端分野（ロボット、宇宙等）」と設定されていた一方で、新産業構造ビジョンの戦略は、「移動する」、「生み出す・手に入れる」、「健康を維持する・生涯活躍する」、「暮らす」と、“分野”ではなく、“動詞”で表現されている。これは、近年、分野の枠組みを越えた新たな業態や事業が出てきており、さらに今後、第4次産業革命技術の社会実装が進むにつれて、分野の枠組みがなくなっていくと予想されることから、分野に捉われることなく社会課題の解決に資する取組を展開すべきというメッセージが込められている。また、戦略に関する具体的なロードマップとプロジェクトを示すことで、急速な社会経済状況の変化や技術革新の中で、時機を逃さず、スピード感をもって事業を展開していくことを求めている。

## (2) 「地域未来投資促進法」の施行

地域未来投資促進法は、企業立地促進法の改正法として、「新産業構造ビジョン」が発表された2カ月後の2017年7月に施行された。従来の企業立地促進法は、ものづくりを主眼に置き、企業立地や事業高度化を目的とした支援であるため、各地域では、立地環境やインフラ等を考慮しながら、企業立地に取り組んできた。しかし、近年、製造業においてはリーマンショック以降の活力が低下しており、設備投資なども乏しい状況にある。その一方で、成長ものづくり（医療機器、バイオマテリアル等）、環境・エネルギー、観光・スポーツ、ヘルスケアなど地域の特性を活かした成長性の高い産業の展開を目指す動きが出てきている。また、新産業構造ビジョンにおいて触れたように、IoT、ビッグデータ、人口知能(AI)などの第4次産業革命技術を活用した取組みも始まりつつある。このような状況を受けて、地域で伸びゆく成長産業の促進を図るとともに、地域経済への波及効果が高い事業を地方自治体が積極的に支援できるように、地域未来投資促進法が施行された。

地域未来投資促進法では、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大などにつながる、地域の経済活動を牽引する事業（地域経済牽引事業）に対して、予算や税制、金融、規制に関する措置が講じられる仕組みとなっている。

以上、国の動向から、これからの産業振興に関する方向性の概況を述べた。これらを踏まえると、これからの地域産業振興策は、取り巻く環境の変化や技術革新の流れを上手く取り入れながら、これまでの“分野の枠組みを越えて、地域経済に効果をもたらす具体的な事業を推進”していくことが求められていると考えられる。

## 2. 時代の変化に対応した地域産業振興策の展開に向けた視点

前述のとおり、これからの地域における産業振興に関しては、これまでとは異なる展開が求められる。そこで、この対応にあたって、現在の地域産業振興策にはどのような問題点があるか、また、今後、どのような考え方に基づく展開が求められるかについて整理することで、対応に向けた視点を示す。

### (1) 現在の地域産業振興策の抱える問題点

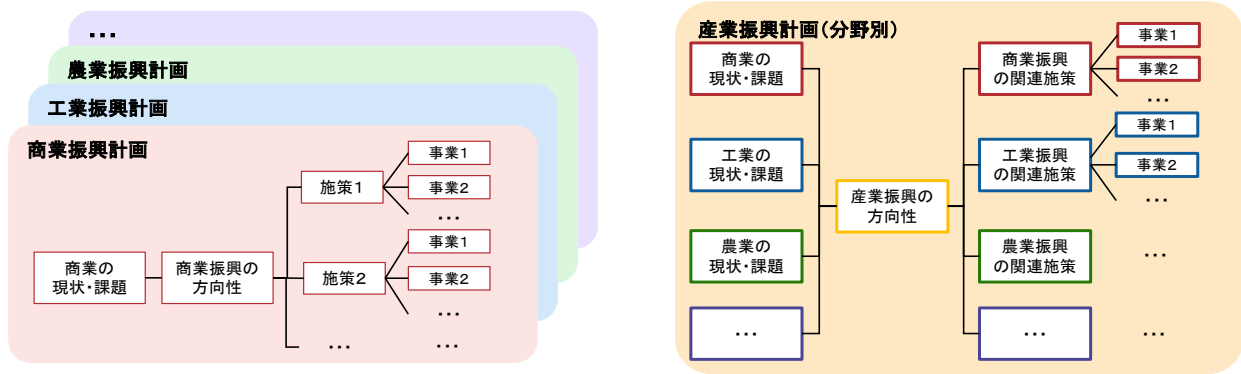
分野の枠組みを越えて、地域経済に効果をもたらす具体的な事業を推進すると考えた場合に、地方自治体における現在の施策・事業は以下のような問題点を抱えている。

#### ① 分野別の施策・事業展開

地方自治体で実施されている産業振興策は、計画の策定時において、図表1に示すとおり、商工業を中心として分野ごとに方向性のとりまとめや施策・事業等の展開が行われている場合があり、商業、工業、農業、観光など、すべて分野別に計画を策定していることも珍しくない。この場合、特定分野における問題点や課題を抽出して、その解決策として施策・事業が展開されているため、分野の枠組みを越えた事業が生まれにくい。また、関連計画との連携を謳っているものの、事業の実施レベルになると、各所管がもつ既存事業の推進が中心となり、結果として、分野の枠を越えた事業展開までには至らない場合がみられる。

図表 1 分野別に産業振興に関する事業が展開されているケース

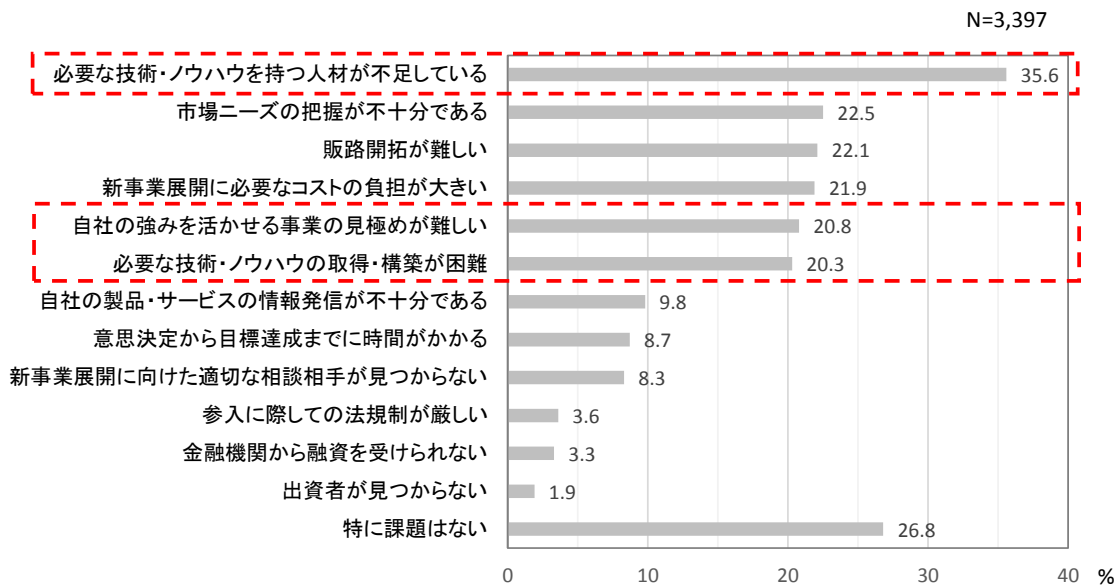
分野別に展開されているケースでは、分野の枠組みを越えた事業が生まれにくい



## ② 企業・事業者ニーズと支援内容のアンマッチ

分野の枠組みを越えて、地域経済に効果をもたらすような事業を推進していくにあたっては、その主体となる企業・事業者の存在、及び取組みに対する自主性や積極性が不可欠になる。しかし、図表2に示すとおり、企業・事業者においては、新事業の展開に対して“必要な技術・ノウハウが不足している”、“自社の強みを活かせる事業の見極めが難しい”、などの悩みを抱えている場合が多くなっている。一方で、地方自治体における現在の産業振興に関する施策は、企業誘致や融資・減免・補助金等の支援が中心になっている場合が多く、事業の推進に関する支援の充実が今以上に必要になると考えられる。

図表 2 企業・事業者による新事業展開に関する課題



出典：中小企業庁 「中小企業の成長に向けた事業戦略等に関する調査（2017年3月）」

## ③ 行政区域内に閉じた施策・事業展開

地域の産業は、地理特性や歴史的背景により、自然発生的に集積している場合や、企業立地促進や産業クラスター形成などによって戦略的に企業・事業所を立地している場合など様々であるが、関連する業種や業態が集まって成り立っている。そして、そのうえで地域の経済は、行政区域に捉われることなく、個人や企業・事業者等の活動によって圏域を形成している。その一方で、ほとんどの産業振興策は行政区域内を対象として各自治体単独で実施されているため、産業集積や経済活動の圏域を踏まえた効果的・効率的な施策・事業展開が難しい状況にある。また、自治体単独であると予算・人員不足などを理由に展開できる施策・事業も限定的になってしまうことが懸念される。



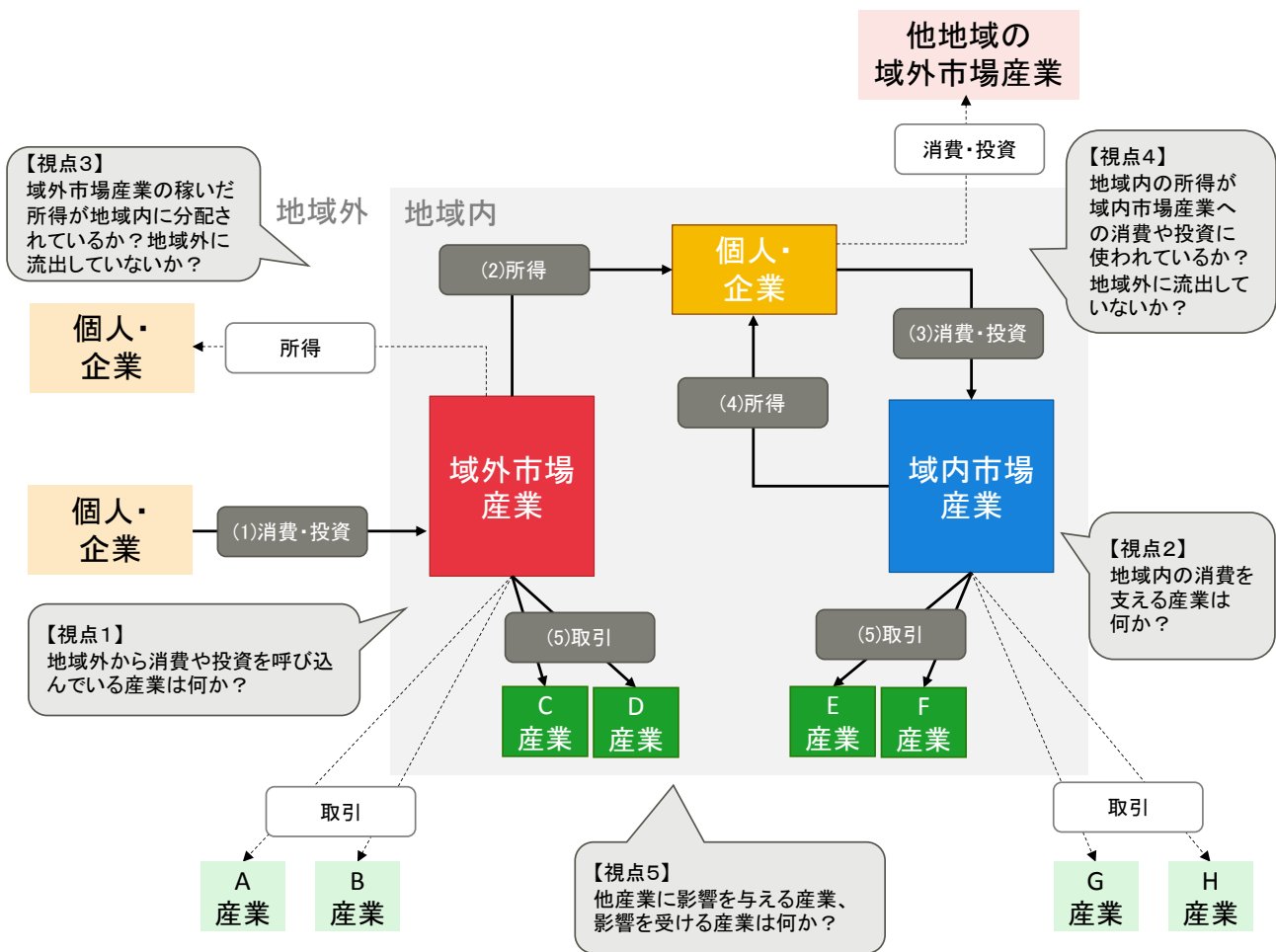
## (2) 時代の変化に対応した地域産業振興策を展開するための考え方

前述した現在の地域産業振興策の抱える問題点を改善しながら、分野の枠組みを越えて、地域経済に効果をもたらす具体的な事業を推進するためには、“地域経済がどのような循環構造になっているのか”を産業全体で把握して理解することが重要と考える。そのうえで、“企業・事業者による事業化の支援を、圏域レベルでの地域間連携を見据えて実施していく”ことが有効である。これらを踏まえ、今後の地域産業振興策の展開を考えるうえでの3つのステップとして以下に整理する。

### ① 「地域経済循環」に着目した産業の特性把握

地域産業は、地域外を主たる販売市場とした「域外市場産業」と、地域内を主たる販売市場とした「域内市場産業」に分けて考えることができる。そして、各産業と資金の流れに着目して、経済の循環構造を図表3のような模式図で表すことによって、地域経済に効果をもたらす事業を検討するにあたって着目すべき産業の特性を捉えることができる。

図表3 地域経済循環の模式図



#### 【地域経済循環の例】

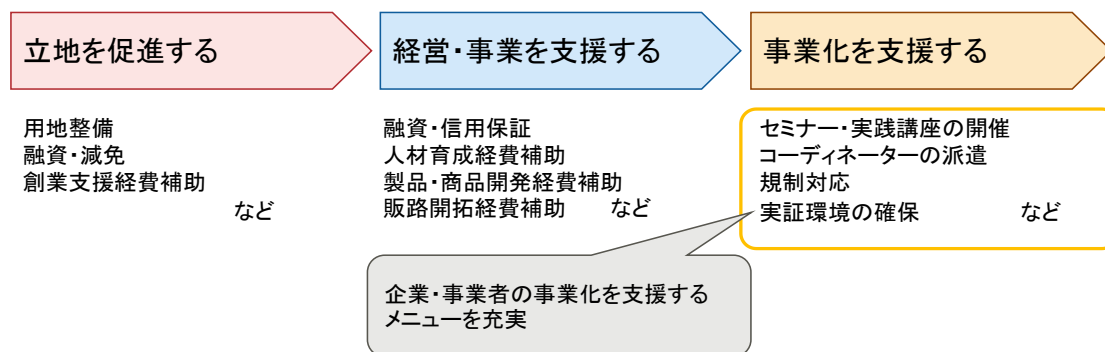
- (1) 域外市場産業が地域外を対象に製品販売やサービス提供などを行うことにより、消費や投資を呼び込む
- (2) 域外市場産業の稼いだ所得が、地域内に分配されて個人の給与や企業の利益になる
- (3) 地域内に分配された所得が、域内市場産業における消費や投資に使われる
- (4) 域内市場産業の稼いだ所得が、地域内における個人の給与や企業の利益になる
- (5) (1)~(4)の循環に伴う域外市場産業や域内市場産業の需要拡大により、関連する他産業との取引が活発化する

具体的には、“地域外から消費や投資を呼び込んでいる産業は何か”“地域内の所得が域内市場産業への消費や投資に使われているか”“他産業に影響を与える産業は何か”、などの視点から各産業の強みや特徴、産業間の関連性、資金の流れなどを把握することで、“地域外からの資金を獲得するためにどの産業を強化すべきか”、“地域内の産業に資金が流れるようにするためにどの産業間で連携すべきか”、など地域経済及び産業全体の課題を捉えることができる。

## ② 企業・事業者による「事業化」を後押しする支援

地域経済循環に着目した産業の特性を踏まえて、地域で取り組むべき事業テーマを設定したら、その主体となる企業・事業者に対して、事業化を支援するためのメニューを充実することが望まれる。例としては、図表4に示すとおり、企業・事業者が必要な知見の収集や技術の習得を行うためのセミナー・実践講座の開催や、事業化にあたっての課題解決を相談するためのコーディネーターの派遣など、取組状況に応じた段階的なメニューの整備が考えられる。また、IoT、ビッグデータ、人口知能（AI）などの第4次産業革命技術を活用した事業を推進するにあたっては、規制への対応や実証環境の確保なども支援として重要になる。なお、支援メニューの整備にあたっては、個別の「企業・事業者」を対象とした支援だけではなく、「事業」に対しても支援していくことで、企業・事業者間連携や分野間連携が生まれやすくなると考えられる。

図表4 事業化に関する支援メニューのイメージ

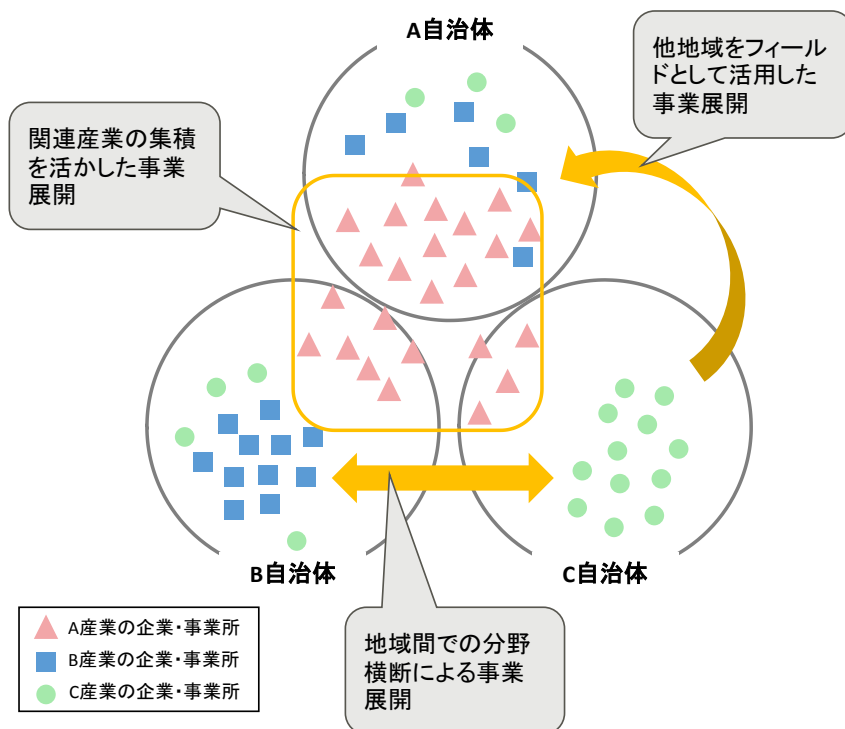


## ③ 圏域レベルでの相乗効果を生み出すための「地域間連携」

事業化のための支援メニューを充実するにあたっては、産業集積や経済活動の圏域を踏まえて、周辺自治体と連携して展開することで相乗効果が期待できる。近年では、連携中枢都市圏などの取組みにより、自治体間で連携して産業振興に取り組むケースが出てきており、例えば、備後圏域連携中枢都市圏では、事業支援・創業支援を実施するための備後圏域の産業支援拠点として「福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz」を開設している。地域間で連携して具体的な事業を推進していくにあたっては、図表5に示すように、「関連産業の集積を活かした事業展開」や「地域間での分野横断による事業展開」、「他地域をフィールドとして活用した事業展開」などの場面において、支援メニューの連携が図れると思われる。

経済活動のグローバル化が進行する中で圏域としての産業競争力の強化を図るうえでも、地域間で限られた資源を奪い合いながら「競争」するのではなく、資源を共有しながら、互いの強みや特性を活用したり、役割を分担したりするなどの「共創」に取り組むことが、結果として自地域への効果につながるという視点が必要である。

図表5 地域間連携による事業展開のイメージ



## おわりに

本稿では、分野の枠組みを越えて、地域経済に効果をもたらす具体的な事業の推進を見据えて、現在の地域産業振興策が抱える問題点について挙げたうえで、「地域経済循環に着目した産業の特性把握」、「企業・事業者による事業化の支援」、「圏域レベルにおける地域間連携」を、これからの地域産業振興策を展開するための考え方として提示した。

このうち、「地域経済循環に着目した産業の特性把握」については、既存の統計データを活用しながら、図表3に示した視点などから分析を行う「地域経済循環分析」という手法を用いて実施することができる。特に、近年は、地域経済分析システム「RESAS」などの分析ツールの整備により、以前より効率的にスピード感をもって分析することも可能である。このような既存の分析ツールを有効に活用して、早期に、地域経済の循環構造や産業の特性を正しく理解していくことが、地域経済に効果をもたらす事業を創出するうえで有効と考える。

そして、この分析の結果に基づき、地域経済の好循環を生み出すための方向性や事業テーマを整理して、「企業・事業者による事業化の支援」、「圏域レベルにおける地域間連携」などを、地域経済成長に向けた戦略としてとりまとめ、小さくても地域外からの資金を獲得し、地域内の消費を喚起することによって、企業・事業所立地、雇用創出などにつながるようなリーディング事業を構築・実行していくことができれば、地域経済の好転へとつながる産業振興の大きな一歩になると考える。

## 〈既刊テーマ一覧〉

2018 No. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共政策と社会的交渉合意形成①ステークホルダー分析</li> <li>● 俯瞰的リスクマネジメント</li> <li>● 台中問題・1992年コンセンサスと優遇措置</li> </ul>
2018 No. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共政策と社会的交渉合意形成②投票のパラドックス</li> <li>● 政策の論理性</li> <li>● 米中貿易摩擦問題</li> </ul>
2018 No. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共政策と社会的交渉合意形成③ボルドール</li> <li>● 「ほとんど決定的」・「決定的」</li> <li>● 米中二国間対立の影響と行方</li> </ul>
2018 No. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北海道日本ハムファイターズ移転が地域政策に示唆する課題</li> <li>● トップダウン型の政策思考</li> <li>● 二国間協議と多国間協議</li> </ul>
2018 No. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策のコミュニケーション</li> <li>● 職員半減時代の自治体経営</li> <li>● ロシア外交の多極化とアジア</li> </ul>
2018 No. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定管理者制度の法的政策的考察①（導入経緯と本質課題）</li> <li>● 外国人在留条件の見直し議論</li> <li>● 米国と多国間制度</li> <li>● 市区町村における観光協会のあり方について</li> </ul>

### 政策研究 2018 No. 8

2018年11月発行

監修 宮脇 淳（北海道大学法学研究科教授）  
 編集・発行 株式会社富士通総研 行政経営グループ  
 〒105-0022 東京都港区海岸1-16-1  
 電話 03-5401-8396  
 MAIL fri-ppp-jimukyoku@dl.jp.fujitsu.com  
 URL <http://www.pppnews.org>